

新型コロナウイルス感染症患者（10例目）の退院について

令和2年4月7日（火）に第1報で公表した、本市10例目の新型コロナウイルス感染症患者在退院基準を満たしたため、感染症指定医療機関を退院した。

1 経過等

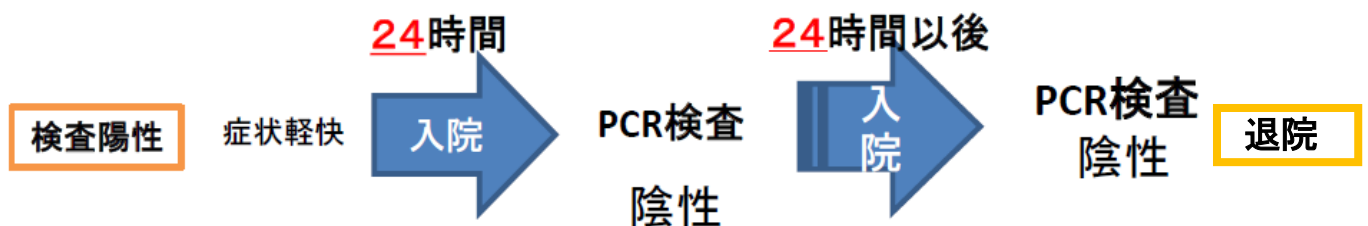
4月5日（日）	12時	入院
4月11日（土）	9時	検体を採取 PCR検査で陰性を確認（1回目）
4月12日（日）	9時	検体を採取 PCR検査で陰性を確認（2回目）
	15時	新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たし退院

2 今後の対応等

退院基準を満たした後であっても、その後に再度新型コロナウイルスPCR検査で陽性となる方が確認されるという事例があったことから、当該患者に対し、退院後の健康管理に留意するよう別添資料を渡すとともに、医療機関の診療を受けたいと考える事情が生じた場合は、必ず保健センターの相談窓口へ連絡を取るよう要請した。

【参考】国が定めた退院の基準（令和2年4月2日改正）

患者及び無症状病原体保有者の退院基準



軽快後、24時間後にPCR検査を実施。陰転化が確認されたら、前回検体採取後24時間以後に再度採取を行い、二回連続で陰性が確認されたら退院可とする。

新型コロナウイルスの陰性が確認され退院される患者様へ

- ・あなたは厚生労働省の定める退院基準を満たしたため本日以降退院できます。
- ・現時点で他の人への感染性はないと考えられますが、まれな事例として、退院後に再度新型コロナウイルス陽性となる方が確認されています。
- ・そのため、退院後4週間は以下の点に留意いただきますようお願いいたします。

●一般的な衛生対策を徹底してください。

- ・石けんやアルコール消毒液を用いて手洗いをしてください。
- ・咳エチケット（マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻をおさえる、マスクの着用等）を守ってください。

●健康状態を毎日確認してください。

- ・毎日、体温測定を行い、発熱（37.5℃以上）の有無を確認してください。

●咳や発熱などの症状が出た場合

- ・速やかに以下の相談窓口で電話で連絡し、その指示にしたがい、外出時には必ずマスクを着用して、必要に応じて指示された医療機関を受診してください。
- ・相談窓口への電話連絡及び医療機関の受診に当たっては、あらかじめ新型コロナウイルス感染症で入院していたことを必ずお伝えください。

※この資料は、2/28現在の知見に基づき作成したものです。

今後、新たな知見をもとに随時変更されることがあります。

（相談窓口の連絡先）

名称	電話		FAX	お住まいの区
	平日 8:30～17:00	左記以外の時間		
中保健センター	(082) 504-2528	コールセンター (082) 241-4566	(082) 504-2175	中区
東保健センター	(082) 568-7729		(082) 568-7781	東区
南保健センター	(082) 250-4108		(082) 254-9184	南区
西保健センター	(082) 294-6235		(082) 233-9621	西区
安佐南保健センター	(082) 831-4942		(082) 870-2255	安佐南区
安佐北保健センター	(082) 819-0586		(082) 819-0602	安佐北区
安芸保健センター	(082) 821-2809		(082) 821-2832	安芸区
佐伯保健センター	(082) 943-9731		(082) 923-1611	佐伯区
舟入市民病院	(082) 232-6195		(082) 232-6156	—

※まずは、お住いの区の保健センターへ連絡をお願いします。